

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	13	0	52	0	65	0	保険料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	2	0	50,464	4,192	50,466	4,192	保険料債権 3,309
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	268	8	6,244	1,255	6,512	1,263	保険料債権 1,111
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	6	0	97	14	103	15	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	4	0	56	11	60	11	保険料債権 11
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	14	0	14	0	保険料債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	0	27	2	29	2	保険料債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	